

## 第26回コーデックス委員会総会の審議結果（概要）

我が国より、第 35 回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) においてリスク評価と摂取量の推定に基づいて基準値の検討を行うことが決定されているにもかかわらず、基準値案は十分にそれらに立脚していないことと、一部の食品のみではなく、全ての対象食品と一緒に議論すべきであることなどから、果実；小麦粒；牛、豚、羊及び鶏の肉；馬肉；ばれいしょ；茎菜及び根菜（セロリアック及びばれいしょを除く）；葉菜、ハーブ；食用キノコ；セロリアック；その他野菜（食用キノコ及びトマトを除く）のカドミウムに関する最大基準値を、第 61 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) によるリスク評価を考慮したうえでステップ 3 に戻すべきであるとの主張を行いました。また、同時に、小麦、米、大豆及び落花生を除く穀類と豆類（成熟、未成熟の両方を含む）の最大基準値が適用される食品は何であるのか明確にすることを CCFAC に要請することを提案しました。

米国もリスク評価を充分に行うべきとの観点から日本を支持し、メキシコ等もこれを支持したため、委員会は、基準値原案をステップ 3 に戻し再度検討することとなりました。また、委員会は、作業可能な範囲でステップ 8 に進めるための作業を急ぐよう、CCFAC に対して要請を行いました。